

第6次水質総量規制告示 環境省



環境省は平成18年10月13日、第6次水質総量規制の対象となる業種区分と区分ごとのCOD、窒素・りん含有量基準値(C値)の範囲を告示しました。

水質汚濁が問題となっている東京湾、伊勢湾、瀬戸内海に流入する各集水域ごとに、環境大臣が目標年度、発生源別・都府県別の削減目標量に関する「総量削減基本方針」を定め、関係都府県知事はこれに基づき、削減目標量を達成するための「総量削減計画」を策定するとされています。

また各知事は、関係地域にある一定規模以上の工場・事業場から排出される汚濁負荷量についての「総量規制基準」を環境大臣が示した範囲内で定めることとなっています。

今回の告示は、中央環境審議会が平成18年7月に答申した、COD、窒素・りん含有量に関する第6次総量規制での総量規制基準設定方法を踏まえたもので、各業種について「東京湾、伊勢湾、大阪湾」と「大阪湾を除く瀬戸内海」に分けてC値の範囲が示されています。

中環審の答申には、

- (1)これまで同じ考え方で「総量規制基準」設定方法を定めていた東京湾、伊勢湾、瀬戸内海について、今回から「東京湾、伊勢湾、大阪湾」と「大阪湾を除く瀬戸内海」にわけて総量規制基準設定方法を定めること
 - (2)第5次総量規制の総量規制基準算式を第6次総量規制でも継続すること
 - (3)従来232あった業種区分を215に見直したこと
 - (4)多くの業種で各対象項目のC値の範囲が見直されたこと
 - (5)都府県知事が「総量規制基準」を定める際に、事業場の排出実態、これまでの汚濁負荷削減状況に配慮すること
- が示されていました。

今後の予定としまして、総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲において、水質汚濁防止法第4条の5第1項及び第2項に基づき関係都道府県知事が第6次水質総量規制の総量規制基準を設定することとなります。

当社では、総量規制項目の多検体・短納期分析を行っております。お気軽にお問い合わせください。

資料 2006年10月13日付 EICネット
環境省HP

水質分析箇所 平出優香